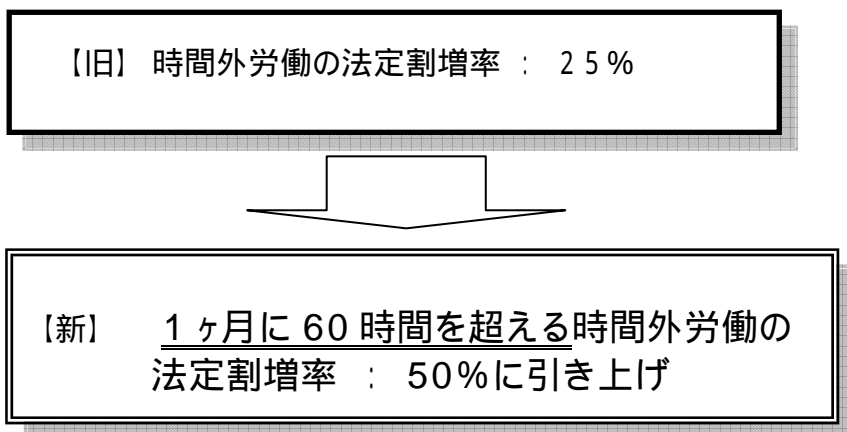


労働基準法が改正されました。(施行日：22年4月1日)

その1 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)



1ヶ月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

割増賃金率の引き上げは、時間外労働のみ対象となります。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は変更されませんのでご注意ください。

【猶予される中小企業の範囲】

下記の または のどちらかに該当する場合、中小企業として扱われます。

事業場単位ではなく企業単位で判断されますのでご注意ください。

資本金の額または出資の総額が	または	常時使用する労働者数が
小売業 : 5,000万円以下		小売業 : 50人以下
サービス業 : 5,000万円以下		サービス業 : 100人以下
卸売業 : 1億円以下		卸売業 : 100人以下
上記以外 : 3億円以下		上記以外 : 300人以下

その2 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

(企業規模に関わらず適用となります)

事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で有給を取得できるようになります。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

労働者が日単位での取得を希望しているにも関わらず、使用者が時間単位に変更することはできません。